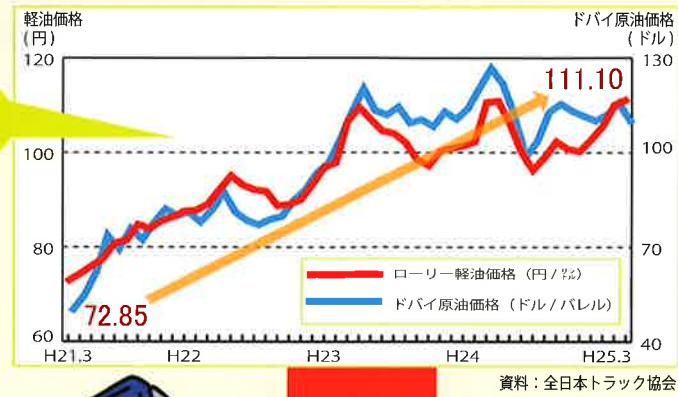


荷主の皆様へ トラック輸送における 燃料サーチャージ導入検討のお願い

1

原油価格の上昇や円安の影響により、軽油価格が長期間高騰し、必死の経営努力にもかかわらずトラック運送事業者の経営を極めて厳しくしています。

4年前と比較すると、
トラック運送業界全体で年間
6,400億円のコスト増に！！



2

荷主においても安定した輸送サービスを確保するため、早急に燃料サーチャージ導入について検討を進めることが重要となっています。

これ以上のコスト削減はさすがにもう限界ですよ。何とか燃料の高騰分を負担していただけませんか？

分かりました。
しっかり検討しましょう。

運送事業者

荷主

「燃料サーチャージ」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

国土交通省と経済産業省は、日本経済団体連合会、日本商工会議所をはじめ多くの荷主団体を通じて、荷主企業に対し燃料サーチャージ導入の検討を進めるべく働きかけています。

日本商工会議所への要請
平成25年5月29日



20130523 商第 13 号
国自貨 第 22 号
平成25年5月29日

日本商工会議所
会頭 岡村 正殿

日本経済団体連合会への要請
平成25年5月28日



20130523 商第 13 号
国自貨 第 22 号
平成25年5月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会
会長 米倉 弘昌 殿

軽油価格高騰下における適正取引

経済産業大臣
国土交通大臣



原油及び軽油の価格の最近の動向に
しており、トラック運送業をはじめと
して喫緊の課題となっております。

このため、政府としては、「トラック
入の促進に向けての取組について」を発
する協議の場の設定などを含め、ト
したことといたしました。

また、適正取引の推進及び安全運行の
条件などに係る重要事項について書面化
速に書面化の実施を図り、実効性を確保
「トラック運送業における書面化推進方

荷主及びトラック事業者間の適正取引
の下請・荷主適正取引推進ガイドライン
及び国土交通省の参加の下、「トラック
議」において、サーチャージ導入や契約
りますが、貴団体傘下の会員各社に対し
チャージの導入の促進に向けての取組に
を周知頂き、所要のご協力を賜りますよ

軽油価格高騰下における適正取引推進に関する緊急協力要請について

原油及び軽油の価格の最近の動向については、昨年末より、高い水準で推移
しており、トラック運送業をはじめとして価格高騰分を円滑に転嫁する対策が
喫緊の課題となっております。

このため、政府としては、「トラック運送業における燃料サーチャージの導
入の促進に向けての取組について」を発出し、トラック事業者と荷主との間に
における協議の場の設定などを含め、トラック協会による様々な取組を喚起する
ことといたしました。

また、適正取引の推進及び安全運行の確保に向けて、荷主と協働の下、運行
条件などに係る重要事項について書面化を推進することとしており、円滑、迅
速に書面化の実施を図り、実効性を確保するべく、関係省令等の改正とともに
「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の策定を予定しています。

荷主及びトラック事業者間の適正取引に向けては、「トラック運送業における
下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等を活用するとともに、経済産業省
及び国土交通省の参加の下、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会
議」において、サーチャージ導入や契約の適正化などについて協議を進めてお
りますが、貴団体傘下の会員各社に対し、「トラック運送業における燃料サー
チャージの導入の促進に向けての取組について」及び「書面化の推進について」
を周知頂き、所要のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ致します。

国土交通省は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン（平成24年5月改訂）」を
発出しています。（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html）

★資料の入手方法

トラック 燃料サーチャージ

検索

燃料費が高騰した場合にもかかわらず、十分な協議をすることなく、
一方的に従来どおりに単価を据え置く場合には、独占禁止法（優越的
地位の濫用）や下請法上問題となることがあります。